

I 章 はじめに

◆ 屋外広告物を通して、『美しいまち 堺』の発展をめざす

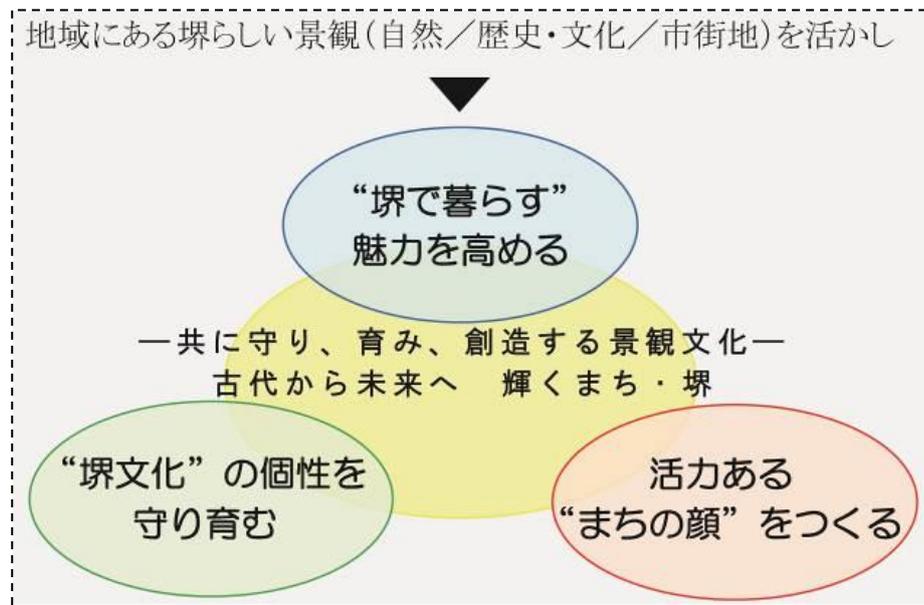
本市における景観形成の基本方針と屋外広告物のあり方

■景観形成の基本方針

古くからの歴史をもつ本市の景観には、その成り立ちにより多彩な特徴をもつ市街地の中に、アメニティ豊かなまちづくりの基礎となる自然資源、人々に受け継がれ地域のシンボルとなっている歴史・文化資源が共存・点在しているという特徴があります。こうした多彩で質の高い景観資源を活かして、堺らしい都市魅力を生み出すため、堺市景観計画では、地域にある堺らしい景観を活かし、

- 『“堺で暮らす” 魅力を高める』、
- 『“堺文化” の個性を守り育む』、
- 『活力ある “まちの顔” をつくる』

を景観形成の基本方針として位置付けています。



景観形成の基本方針図

■屋外広告物のあり方(目標)

その中で、地域の歴史や風土をしるす自然資源や歴史資源を活用したまちづくり、南部丘陵をはじめとする良好な自然景観の保全、さらに中心市街地や各都市拠点における地域の個性を活かしたまちの顔の創出などをめざして、景観づくりに取り組むこととしており、景観づくりの重要な要素のひとつである屋外広告物についても、これらの基本方針などを踏まえたうえで、市民・事業者・行政のそれぞれが共通の認識に立ち、連携しながら取り組む必要があります。

このようなことから、その実現に向け、本市の屋外広告物のあり方として『地域に相応しい良質な広告物を創り、魅力ある景観を創出する』ことを目標に掲げ、必要な基本的事項を本ガイドラインにまとめました。

屋外広告物を掲出する際には、ぜひ、本ガイドラインをご活用いただき、“良質な広告物と魅力ある景観の創出”を通して、『美しいまち 堺』の発展にご協力ください。

良質な広告物と魅力ある景観を創るための心構え

『堺市屋外広告物条例』などの法令に則し、必要な手続きをおこなひましょう。

屋外広告物の掲出にあたっては、民地や官地の区別なく、一部の適用除外広告物を除き、基本的に許可が必要となります。本市では、堺市屋外広告物条例などにより屋外広告物の掲出に関する基本的事項を定めていますので、基礎知識を習得したうえで、これらの法令などを遵守し、掲出するよう心がけましょう。

『良質なイメージ』を演出し、人を惹きつけるものにしましょう。

屋外広告物は、建築物などと同じように、景観を構成する重要な要素の一つです。良好な景観の形成に寄与することもあれば、景観を阻害する要因にもなりかねません。広告主の企業イメージなどを損なうことのないよう、その場所周辺の景観や地域特性を大切に、大きさや色彩などにも配慮しながら、地域になじむ広告物としましょう。

『わかりやすさ』を大切に、的確に情報を伝えましょう。

屋外広告物の重要な役割のひとつに情報を伝えることがあげられます。そのためには、読みやすさや分かりやすさが非常に重要な要素となりますので、文字の量やバランスなどに十分配慮し、できるだけシンプルな広告物としましょう。

『適切な計画と維持管理』により、安全で美しい掲出に心がけましょう。

屋外広告物は、その維持管理を誤ると、ときに身近な日々の暮らしの中の安全や美観風致を損ねる原因になることがあります。掲出および維持管理にあたっては、安全に十分留意するとともに、きれいで清潔な状態を保つよう心がけましょう。